

報告第五号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求める。

平成二十二年五月二十日

江戸川区長 多田正見

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布します。

平成二十二年三月三十一日

江戸川区長 多田正見

江戸川区条例第十一号

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第二号中「法第七十二条の四第一項の規定による繰入金、法第七十二条の五」を「法第七十二条の四」に改める。

第十五条の四第一項第一号中「百分の六十八」を「百分の八十」に、「百分の五十五」を「百分の五十四」に改め、同項第二号中「二万七千六百円」を「三万二千二百円」に、「百分の四十五」を「百分の四十六」に改める。

第十五条の八中「四十七万円」を「五十万円」に改める。

第十五条の十二第一項第一号中「百分の二十六」を「百分の二十三」に、「百分の五十五」を「百分の五十四」に改め、同項第二号中「九千六百円」を「八千七百円」に、「百分の四十五」を「百分の四十六」に改める。

第十五条の十六中「十二万円」を「十三万円」に改める。

第十六条の四第一項第一号中「百分の十七」を「百分の二十三」に改め、同項第二号中「一万千百円」を「一万二千円」に改める。

第十九条第一項中「又は一世帯に」を「、一世帯に」に改め、「でなくなつた場合」の下に「又は法施行令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合」を、「でなくなつた日」の下に「又は特例対象被保険者等となつた日」を加える。

第十九条の二中「四十七万円」を「五十万円」に、「十二万円」を「十三万円」に改め、同条第一号中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に改め、同号イ中「一万九千三百二十円」を「二万八千四百四十円」に改め、同号ロ中「六千七百二十円」を「六千九百十円」に改め、同号ハ中「七千七百七十円」を「八千四百円」に改め、同条第二号中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第一項に定める額」を「二十四万五千円」に改め、同号イ中「一万三千八百円」を「一万五千六百円」に改め、同号ロ中「四千八百円」を「四千三百五十円」に改め、同号ハ中「五千五百五十円」を「六千円」に改め、同条第三号中「地方税法施行令第五十六条の八十九第四項に定める額」を「三十五万円」に改め、同号イ中「五千五百二十円」を「六千二百四十円」に改め、同号ロ中「千九百二十円」を「千七百四十円」に改め、同号ハ中「二千二百二十円」を「二千四百円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特例対象被保険者等の特例）

第十九条の三 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第十五条及び前条の規定の適用について、第十五条第一項中「都民税額及び特別区民税額」とあるのは「都民税額及び特別区民税額（特例対象被保険者等の都民税及び特別区民税の課税標準である総所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第

二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における都民税及び特別区民税の額に相当する額」と、第十五条第三項中「都道府県民税額及び市町村民税額」とあるのは「都道府県民税額及び市町村民税額（特例対象被保険者等の都道府県民税及び市町村民税の課税標準である総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における都道府県民税及び市町村民税の額に相当する額）」と、前条第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。）」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

第二十四条の二を次のように改める。
（保険料に関する申告）

第二十四条の二 保険料の納付義務者は、五月三十一日まで（五月十八日以降に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から十五日以内）に当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他区長が必要と認める事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年の所得につき、地方税法第三百十七条

の二第一項の申告書が区長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

第二十四条の四を次のように改める。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第二十四条の四 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

一 氏名及び住所

二 特例対象被保険者等の氏名

三 離職年月日

四 離職理由

五 前各号に掲げる事項のほか、区長が必要と認める事項

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十七条の二第一項第一号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

付則第三条中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に改める。

付則第八条中「が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」

を「が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」に、「同条第一号中」を「この規定中」に、「並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）」を「並びに租税条約等実施特例法」に、「、「同法」を「同条第一号中「同法」に改め、「と、同条第二号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」」を削る。

付則第九条中「が租税条約実施特例法」を「が租税条約等実施特例法」に、「同条第一号中」を「この規定中」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）」を「租税条約等実施特例法」に、「、「同法」を「同条第一号中「同法」に改め、「と、同条第二号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」」を削る。

付則第十条の見出し及び同条中「平成二十年度及び平成二十一年度」を「平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度」に改める。

付則に次の一条を加える。

（平成二十二年度以降の保険料の減免の特例）

第十二条 当分の間、平成二十二年度以降の第二十四条第一項第二号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後二年を経過する月までの間に限る。」とあるのは、「該当する者（」とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、付則第八条及び第九条の改正規定は平成二十二年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区国民健康保険条例第十五条の四第一項、第十五条の八、第十五条の十二第一項、第十五条の十六、第十六条の四第一項、第十九条第一項、第十九条の二、第十九条の三及び第二十四条の四の規定は、平成二十二年度分の保険料から適用し、平成二十一年度分までの保険料については、なお従前の例による。